

国際海上コンテナ車の特車許可なしでの通行について

《目次》

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1. 重要物流道路とは | P1 |
| 2. 運用開始日、対象車種、対象道路 | P2 |
| 特殊車両通行許可不要区間の確認方法①～② | P3-4 |
| 3. 必要な手続等 | P5 |
| ETC2.0車載器情報の登録方法①～⑤ | P6-10 |
| 4. 通行経路に特車許可必要区間を含む場合の許可申請 | P11 |
| 管理区分と申請先の考え方 | P12 |

1. 重要物流道路とは

- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路網を「重要物流道路」として計画路線を含めて指定し、機能強化や重点支援を実施
- 平成31年4月1日に供用中区間を指定、令和元年度中に事業中・計画中を含めて指定予定。以降、逐次指定
- 国際海上コンテナ車(40ft背高)に対応した道路構造の強化
- 特車通行許可不要
(当面、国際海上コンテナ車(40ft背高)のみ、道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間に限定)
- 災害時の早期啓開・復旧(国が代行)

2. 運用開始日、対象車種、対象道路

○運用開始日

令和元年7月31日

下記の対象車種が対象道路を通行する場合は、次頁の必要な手続等を行うことで、特殊車両通行許可が不要となります。

○対象車種

一定の重量・寸法の範囲内の40ft背高国際海上コンテナの運搬用セミトレーラ(シャーシ回送時も含む)



軸重 11.5t以下
輪荷重 5.75t以下
※車両の車軸の数及び軸距に応じた制限あり。このほか、軸重、輪荷重の制限あり

○対象道路

重要物流道路のうち、国際海上コンテナ車(40ft背高)特殊車両通行許可不要区間として指定された道路

- ・国土交通省「特殊車両通行許可オンライン申請webサイトの「ガイドマップ」で確認できます。(デジタルマップ)

☞ 次頁からの「特殊車両通行許可不要区間の確認方法」参照

- 許可不要区間内でも、交差点における折進禁止や誘導措置の条件が付される箇所があります。上記ガイドマップでご確認下さい。
- 橋、高架等の構造の道路(高速道路を除く)を通行する場合は、原則、徐行及び連行禁止が条件となります。

※詳細は特殊車両通行許可オンライン申請webサイト(PRサイト)をご参照ください。

特殊車両通行許可不要区間の確認方法①

◆ [特殊車両通行許可オンライン申請]webサイトにアクセスして下さい。
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

(1) [大型車誘導区間 重さ・高さ指定道路 特車許可不要区間 ガイドブック]をクリック

(2) 以下の画面にジャンプします

道路種別	延長
高速自動車国道	約9,800km
一般国道(指定区間)	約2,700km
一般国道(指定区間外)	約15,300km
地方道	約16,000km
合計	約42,800km

道路種別	延長
高速自動車国道	約9,800km
一般国道(指定区間)	約20,400km
一般国道(指定区間外)	約9,000km
地方道	約12,100km
合計	約49,400km

大型車誘導区間の指定道路及び重さ・高さ指定道路の状況(ガイドマップ)

- 北海道[外部サイト]
- 東北[外部サイト]
- 関東[外部サイト]
- 北陸[外部サイト]
- 中部[外部サイト]
- 近畿[外部サイト]
- 中国[外部サイト]
- 四国[外部サイト]
- 九州[外部サイト]
- 沖縄[外部サイト]

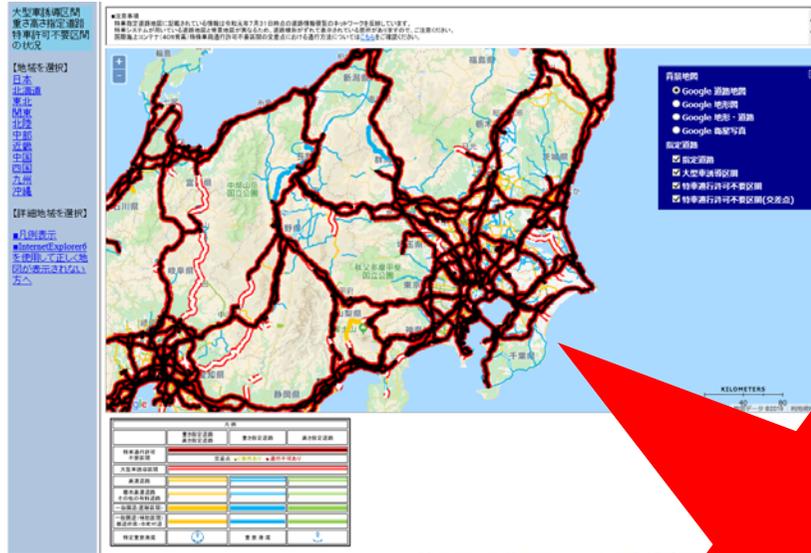
(3) 確認したい地域をクリック

次頁へ続く

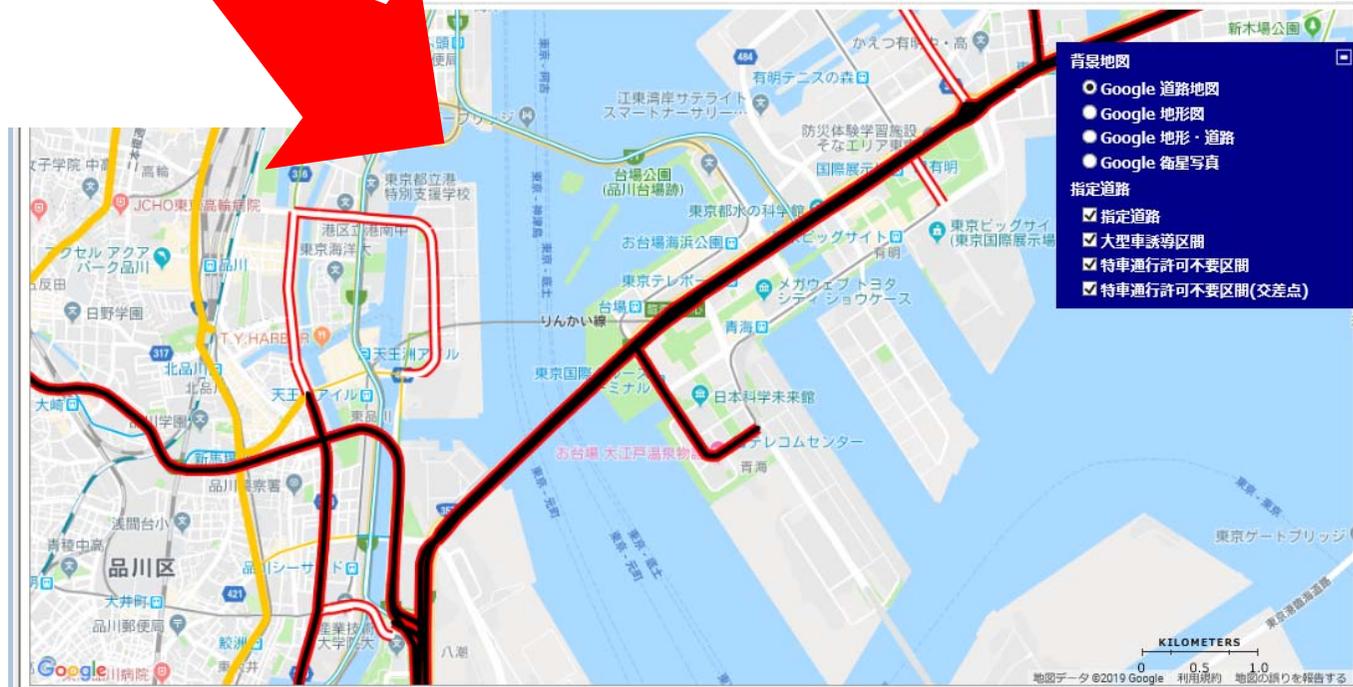
特殊車両通行許可不要区間の確認方法②

(4) デジタルマップが表示されます

が、特車許可不要区間です。



拡大して細部を確認することができます。



3. 必要な手続等

○必要な手続等

- あらかじめ、業務支援用ETC2.0を装着し、当該車両の情報及び装着した車載器に関する情報を登録

☞ 登録方法は、次頁からの「ETC2.0車載器情報の登録方法①～④」を参照

登録する情報

- ・ 自動車登録番号（トラクタのナンバー）
- ・ 車載器管理番号
- ・ ASL-ID

- 通行時には次の①又は②を携行

- ① 現に運搬しているコンテナに係る機器受渡証(EIR)
- ② ドライバーに対し運搬を指示する書面で、以下の内容が記載されているもの
 - (1) コンテナを輸入又は輸出するための運搬である旨の記載
 - (2) コンテナの搬出若しくは出発、又は搬入若しくは到着の場所及び日時(運送年月日)
 - (3) 荷主(送又は受)名
 - (4) コンテナの寸法
 - (5) 船積予定港又は揚予定港の名称

○その他

重量違反の有無等を確認するため、国際海上コンテナ(40ft背高)の運搬用セミトレーラが特車許可不要区間を通行する場合であっても、従来と同様に、基地引き込みやWIM(自動重量計測装置)による計測の対象となることがあります。



◆ [特殊車両通行許可オンライン申請]webサイトにアクセスして下さい。
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

(1)ログイン

申請支援システムへのログイン

①ユーザーID/パスワード※を入力し、申請支援システムにログインします。

※ユーザーID未取得の方は、はじめにID/PASSを取得してください。

申請支援システム

②「ETC2.0車載器登録」ボタンを選択。

ETC2.0車載器情報の登録方法②

(2) 業務支援用ETC2.0車載器等に関する情報の登録

※既に特車ゴールド等でETC2.0車載器を登録されている方は、追加登録は不要です。
P8の手続きを行ってください。

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
 【車載器の変更】車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。(複数選択不可)
 【車載器の削除】車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。(複数選択可)
 【利用制度変更】車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。(複数選択可)

No	車両番号 (車載器取付車両)	ETC2.0車載器		利用制度				選択
		車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化 制度	ダブル連結ト ラック	許可期間延長	特車許可不要 区間	
<input type="button" value="車両追加"/>								

ETC2.0車載器 車両追加

車両番号

車載器管理番号 - -

ASL-ID

③「車両追加」ボタンを選択。 ※既にETC2.0車載器を登録されている方は追加登録は不要です(P4を参照ください)。

④車両番号、車載器管理番号、ASL-IDを入力し、「追加」ボタンを選択。

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
 【車載器の変更】車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。(複数選択不可)
 【車載器の削除】車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。(複数選択可)
 【利用制度変更】車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。(複数選択可)

No	車両番号 (車載器取付車両)	ETC2.0車載器		利用制度				選択
		車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化 制度	ダブル連結ト ラック	許可期間延長	特車許可不要 区間	
1	試験 111あ1111	11111-22222222-333333	111111111111	<input type="checkbox"/>				
全てチェック解除 <input type="checkbox"/>								
<input type="button" value="車両追加"/> <input type="button" value="車載器変更"/> <input type="button" value="利用制度の変更"/> <input type="button" value="削除実行"/> <input type="button" value="リセット"/> <input type="button" value="申請支援システムメニューへ戻る"/>								

ETC2.0車載器が登録されていることを確認してください。

※車載器管理番号及びASL-IDの確認方法は、P10参照

ETC2.0車載器情報の登録方法④

<既に車載器の情報等を登録している場合の手続き>

「ETC2.0簡素化制度」(特車ゴールド制度)や「許可期間延長」のために、既に業務支援用ETC2.0車載器に関する情報等をシステムに登録済である場合には、改めて車載器に関する情報等を再登録する必要はありませんが、当該情報を特車許可不要区間制度にも利用することを明らかにするため、以下の手順により、「特車許可不要区間」の利用登録及び利用規約への同意を行って下さい。

- 利用登録及び利用規約への同意(既に車載器の情報等を登録している場合)
 特殊車両オンライン申請システムにログイン後、「ETC2.0車載器登録」ボタンを選択し、P3と同様の手順で登録します。

申請支援システム

- 申請データ作成
- 申請書作成状況一覧
- 届出申請状況一覧
- 届出届作成状況一覧
- 届出書変更
- 申請書提出
- 申請状況照会
- ETC2.0車載器登録
- 延長申請条件登録

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。(複数選択不可)
 【車載器の変更】車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。(複数選択不可)
 【車載器の削除】車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。(複数選択可)
 【利用制度変更】車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。(複数選択可)

No	車両番号 (車載器取付車両)	ETC2.0車載器		利用制度				選択
		車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	特車許可不要区間	
1	大宮 100両 1234	12345-12345678-123456	11111111111111	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	大宮 200両 5678	12345-12345678-456789	22222222222222	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

全てチェック解除

車両追加 車載器変更 利用制度の変更 削除実行 リセット 申請支援システムメニューへ戻る

Web ページからのメッセージ

？ 選択した車両の利用制度について変更します。よろしいですか？

OK
キャンセル

ETC2.0車載器利用制度 利用規約

業務支援用ETC2.0車載器への各利用、登録するにあたり、以下の内容に同意していることが必要となります。確認の上、同意した場合はよろしく同意するのボタンを押して下さい。

登録を受けたETC2.0車載器から収集した情報の利用等に関する規約

(目的)
 第一項 この規約は、「ETC2.0車載器登録規定」(平成三十一年国土交通省令第百七十七号)に基づいて、ETC2.0車載器登録システムの業務利用に関する。

(定義)
 第二項 この規約において「特車ゴールド制度」とは、「特車登録管理番号」が特車ゴールド制度に適用された車両の登録番号であることを示すことにより「特車登録管理番号」として表示されることとする。また、本項において「特車登録管理番号」とは、国土交通省が定める特車登録管理番号を指す。同意する場合は、本項の同意ボタンを押す。

第三項 この規約において「ダブル連結トラック」とは、次のものを指す。
 ① 前部連結車(主車)と後部連結車(付随車)とを連結して走行する車両。
 ② 前部連結車(主車)と後部連結車(付随車)とを連結して走行する車両。
 ③ 前部連結車(主車)と後部連結車(付随車)とを連結して走行する車両。
 ④ この規約において「特車登録管理番号」とは、次条のものを指す。

第四項 ETC2.0車載器の登録、利用、変更、削除、取消等を行う場合は、ETC2.0車載器登録規定に基づき、ETC2.0車載器登録システムに同意する必要がある。

(特車ゴールド制度の適用)
 第五項 特車登録管理番号は、特車ゴールド制度に適用された車両の登録番号であることを示すこととする。また、本項において「特車登録管理番号」とは、国土交通省が定める特車登録管理番号を指す。同意する場合は、本項の同意ボタンを押す。

(特車ゴールド制度の適用)
 第六項 ETC2.0車載器の登録、利用、変更、削除、取消等を行う場合は、ETC2.0車載器登録規定に基づき、ETC2.0車載器登録システムに同意する必要がある。

(特車ゴールド制度の適用)
 第七項 ETC2.0車載器の登録、利用、変更、削除、取消等を行う場合は、ETC2.0車載器登録規定に基づき、ETC2.0車載器登録システムに同意する必要がある。

同意しない 同意する

ETC2.0車載器 利用登録

ETC2.0車載器が登録されました

No	車両番号 (車載器取付車両)	ETC2.0車載器		利用制度				選択
		車載器管理番号	ASL-ID	ETC2.0簡素化制度	ダブル連結トラック	許可期間延長	特車許可不要区間	
1	大宮 100両 1234	12345-12345678-123456	11111111111111	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	大宮 200両 5678	12345-12345678-456789	22222222222222	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

全てチェック解除

車両追加 車載器変更 利用制度の変更 削除実行 リセット 申請支援システムメニューへ戻る

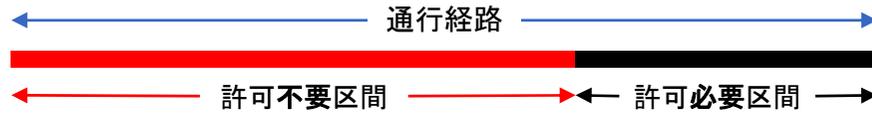
(参考)車載器管理番号及びASL-IDの確認方法

確認方法

- 車載器管理番号は、トラックに車載器をセットアップした際に取付店から交付された「セットアップ証明書」に記載されています。ASL-IDは、車載器の梱包箱や添付書類に記載されています。
- 不明な場合には、取付店又は車載器製造メーカーにご確認ください。

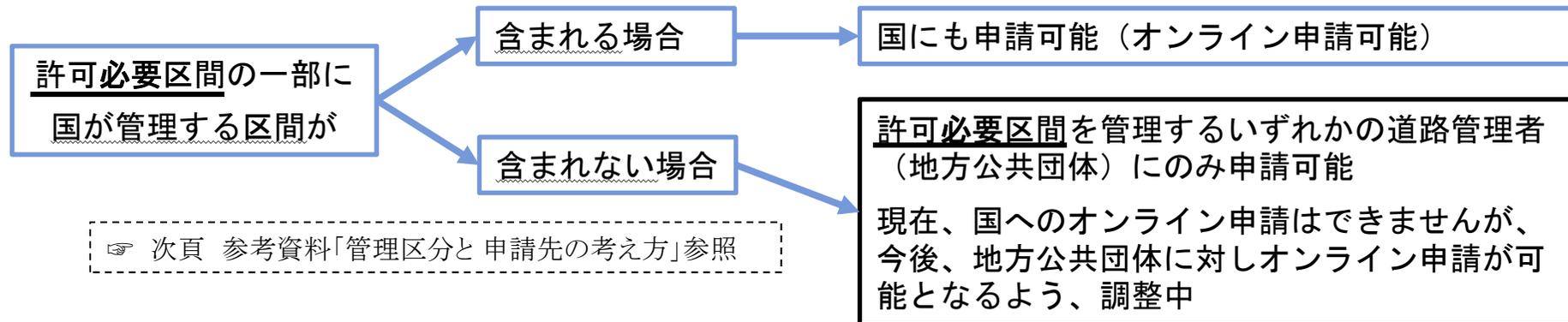
車載器管理番号	20桁の英数字で構成されます。 (20桁目は破線枠で示されている場合もありますが、これも含めて全桁を記入してください。) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
ASL-ID	12桁の数字で構成されます。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 □□□□□□□□□□□□

4. 通行経路に特車許可必要区間を含む場合の許可申請 (許可不要区間とはならないラストマイル等への対応)



通行経路に特車許可必要区間が含まれる場合 ⇒ その区間について特車許可申請し、その区間を管理する道路管理者の許可を受けることが必要。

○申請先



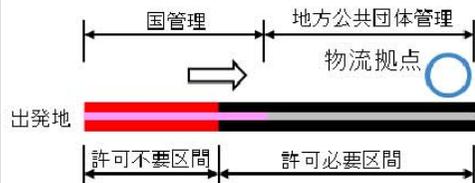
○その他

特車許可不要区間指定後(7月31日～)も、引き続き従前の許可は有効ですので、有効期限までは許可必要区間も含めて許可申請なく従前通り通行することが可能です。

管理区分と申請先の考え方

パターン1

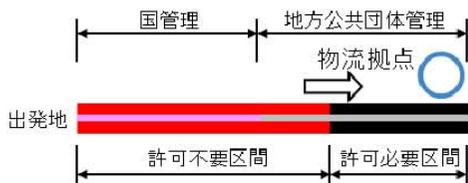
許可必要区間に直轄国道が含まれる場合



国にも申請可能

パターン2

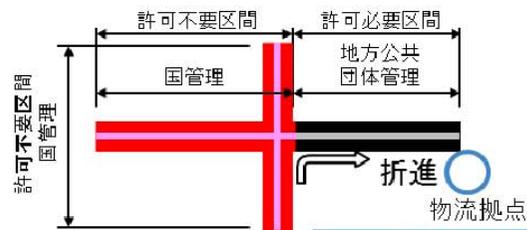
許可必要区間に直轄国道が含まれない場合



地方公共団体のみ申請可能

パターン3

直轄国道(許可不要区間)から地方道(許可必要区間)に折進して進入する箇所が含まれる場合

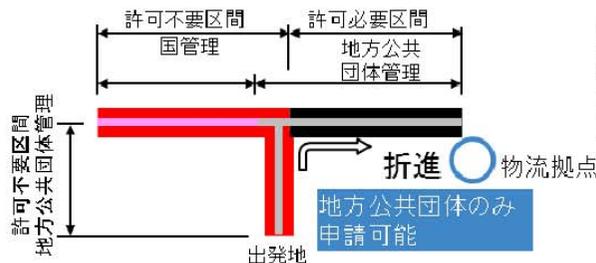


国にも申請可能

※折進について審査が必要

パターン4

地方道(許可不要区間)から地方道(許可必要区間)に折進して進入する箇所が含まれる場合

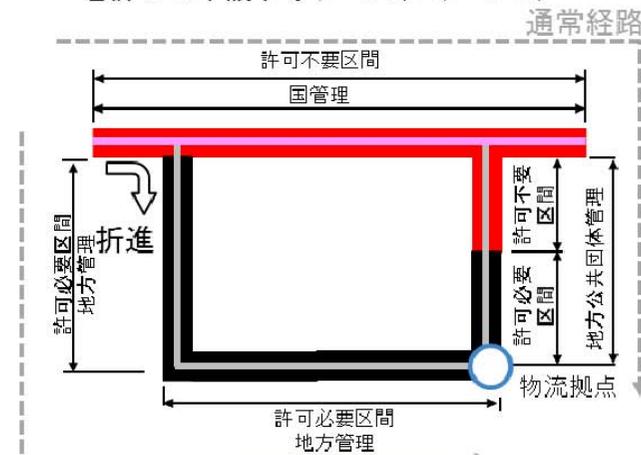


地方公共団体のみ申請可能

※折進について審査が必要
(注)交差点を国が管理していない場合

パターン5

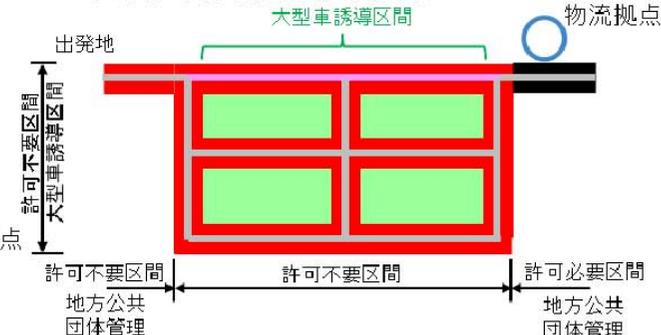
通常の経路と通行止め等の際の代替路を併せて申請するケース(パターン3)



国にも申請可能

パターン6

大型車誘導区間(直轄)と地方道(許可必要区間)を通行する経路



国に特車ゴールドで申請可能

 許可不要区間

 許可必要区間

 国管理(直轄国道)

 地方公共団体管理